

高浜発電所・大飯発電所がともに被災した場合における
オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び
(統合)現地本部の設置場所等について

平成31年3月19日

対応方針

- 高浜発電所及び大飯発電所の両発電所がともに被災し、どちらか一方または両方の発電所が施設敷地緊急事態になった場合には、人的資源の有効活用等の観点から、オフサイトセンター（以下「OFC」という。）要員をどちらか一方へ集約することが適当。
- 判断のタイミングは、施設敷地緊急事態に至る前までに判断する必要があるため、いずれかの発電所が警戒事態第二段になった段階で、その際の状況に応じて判断を実施することが適当。
- また、災害応急対応中に判断することを鑑み、判断要素は極力なくすとともに、予見性は排除し、実際のプラント状況（EAL）に基づいた判断を行う必要。
- 加えて、要員の集約場所（国要員等の派遣先）は、オフサイトセンターの立地も考慮する必要。
- これらを踏まえ、OFC要員の集約、国からの要員派遣及び（統合）現地本部の設置場所等の判断は、下記方針に基づき実施する。

方針： 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯OFCに一元化し、事故対応にあたる。

要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、次頁の表に基づき実施する。

既に参集している要員（警戒事態第一段で各OFCに参集している要員）は、この判断の後、速やかに集約先の大飯OFCへ移動を開始する。

※ 自然災害によりOFC自体やアクセス道路、臨時ヘリポート等に著しい被害がある場合にはその状況により決定する。

※ 複合災害（自然災害との複合）に限らず、それぞれが故障起因のAL以上の場合も、本要件に該当する状況で対応する。

※ 事態の解消等の状況の変化があった場合でも、要員の所在場所の移転は実施しない。

※ 特に、大飯OFCにおいては、両発電所の事故制圧を行う可能性があることから、高浜発電所における原子力災害対応も想定した要員及びレイアウトの整備を行う。

対応方針

【要員の集約場所(国要員等の派遣先)】

※AL2:故障要因による警戒事態(AL)

| | | 大飯発電所 | | |
|-------|--------------------------|--------------------------|------------------|-------|
| | | AL2以上にはならない (警戒事態の解除) | AL2以上発生 そのおそれ | 不明 |
| 高浜発電所 | AL2以上にはならない (警戒事態の解除) | | 大飯OFC | 大飯OFC |
| | AL2以上発生 そのおそれ | 高浜OFC | 大飯OFC | 大飯OFC |
| | 不明 | 高浜OFC | 大飯OFC | 大飯OFC |
| | | | | |